

議案第8号

愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管
理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるも
のとする。

令和7年2月25日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、水道法施行令等の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年愛西市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「、2年」を「、1年6月」に改め、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年」を「2年」に改め、同条第3号中「前期課程を」を「前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を」に改め、「よる専門学校」の次に「(次号において「短期大学等」という。）」を加え、「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に改め、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「5年」を「2年6月」に改め、同条第8号中「1年」を「6月」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、同号を同条第9号とし、同条第6号中「2年」を「1年6月」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「10年」を「5年」に改め、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条第4号中「よる中等学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。）」を加え、「7年」を「3年6月」に改め、同号を同条第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事

した経験を有する者

第3条に次の1号を加える。

- (1) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者。次号、第4号及び第5号において同じ。)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「4年」を「2年」に、「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「6年」を「3年」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「8年」を「4年」に改め、同条第3号中「10年」を「5年」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後」を「当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。」に、「5年」を「2年6月」に、「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「7年」を「3年6月」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「9年」を「4年6月」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「において卒業した者(学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を「の学校を卒業した者(専

門職大学前期課程にあつては、修了した者」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。